

2012.3

CSR トピックス <2011 No.8>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2012 年 1 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

<CSR>

○経済産業省が震災復興版の「ソーシャルビジネス・ケースブック」を作成

（関連情報：2012 年 1 月 13 日 経済産業省ホームページ）

経済産業省は、東日本大震災の被災地復興の一手法として注目を集めつつあるソーシャルビジネス(※)の普及拡大に向け、被災地の復興に貢献する事例を取りまとめ、ケースブックとして作成した。

ケースブックには、被災地の生活支援ニーズを解決する事例や新たなビジネスモデルとして被災地から全国への波及が期待される事例など、27 事例を紹介している。

※社会的課題（町おこし、少子高齢化、環境、貧困問題など）をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動。（CSR トピックス 2010 年 No.11 参照）



Point!

東日本大震災の被災地支援として、多くの企業が、義援金・寄付金の提供、自社製品・サービスの無償提供、ボランティア活動などを行ってきました。

震災から 1 年近くが経過した現在、被災地の支援ニーズも当座の生活の復旧から、本格的な生活・事業環境の整備へと変わりつつあると思われます。企業はこうした被災地のニーズを踏まえて、企業と地域（被災地）がともにメリットを享受しつつ、継続的な支援を行うことが求められているといえます。それを可能にする一つの手法として、本ケースブックに紹介されている事例を参考にすることは有益と思われます。

<危機管理>

○東京都が帰宅困難者対策の基本的な考え方を公表

（関連情報：2012 年 1 月 28 日 産経ニュース、東京都ホームページ）

東京都は、東日本大震災の教訓や首都直下型地震において更なる帰宅困難者の発生が想定される点を踏まえ、「東京都の帰宅困難者対策の基本的考え方」を取りまとめ、公表した。

この基本的考え方の中で、東京都は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を示すとともに、同基本原則を実効あるものとするため、企業に対し、例えば以下のような一斉帰宅抑制のための取組の実施を求めている。

今後、条例で明文化することを検討する予定。

〔従業員等の待機・備蓄〕

- ・首都直下型地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等

の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくように努めること

- ・従業員等が事業所内に待機できるよう、3 日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めること

〔従業員等を待機させるための環境整備〕

- ・事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めること

〔安否確認〕

- ・事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル 171 等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくこと



Point!

多くの企業では、東日本大震災の教訓や首都直下型地震の脅威から、大地震発生後の初動段階での対応計画を整備する中で、上記のような地震対策を徐々に進めているのが現状です。

しかしながら、首都直下型地震が発生した場合、都内で約 448 万人という、東日本大震災発生時を上回る帰宅困難者の発生が予想されており、そのような厳しい被害想定に耐える十分な対策が講じられているかは継続的に検証していく必要があるといえます。

このため、本件のような行政の動向も定期的にウォッチし、1つの目安にしていくことも重要といえます。

<情報セキュリティ>

○政府がサイバー攻撃訓練結果の概要を発表

（関連情報：2012 年 1 月 20 日 日本経済新聞、内閣官房情報セキュリティセンター）

相次ぐ企業へのサイバー攻撃を受け、政府の内閣官房情報セキュリティセンターは、政府職員を対象にサイバー攻撃訓練を実施し、その結果を中間報告として発表した。

訓練は、対象者である官庁などの職員 6 万人に事前教育を実施した上で、添付ファイルを開いたり、メール本文に記載された URL へアクセスするとコンピューターウイルスに感染する「標的型不審メール」を送り、感染の可能性がある行動を確認するもの。

先行して実施した添付ファイル付メールについては職員の約 10 % が誤って開封し、次に実施したリンク付メールについては約 3 % がクリックするという結果となった。



Point!

標的型不審メールなどによる企業の被害例や本結果からも分かるように、サイバー攻撃の脅威は、従業員に十分に認識されているとは言えません。セキュリティ対策の最新化により個人の意識やリテラシーに依存しない防御策を講じるとともに、上記訓練などの手法も活用し、役職員への継続的な周知・教育を行うことが重要です。

<パワーハラスメント>

○厚生労働省のワーキンググループが職場のパワーハラスメントの定義や行為類型などを公表

（関連情報：2012 年 1 月 31 日 日本経済新聞、同省ホームページ）

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」は、職場の「いじめ・嫌がらせ」や「パワーハラスメント（以下、パワハラ）」が近年社会問題として顕

在化してきている状況を踏まえ、予防・解決に向けた議論を進めてきた結果、今般、パワハラ
の定義や行為類型などを整理し、公表した。

同ワーキング・グループは、報告書の中で、職場のパワハラについて、以下のように定義して
いる。

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、
業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を
いう。
※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司
に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

また、パワハラに該当しうる行為を以下のように分類し、そのパワハラ該当性も整理している。

行為類型			パワハラ該当性
1	身体的な攻撃	暴行、傷害	業務の適正な範囲を超える →パワハラ
2	精神的な攻撃	脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言	原則として業務の適正な範囲を 超える →原則としてパワハラ
3	人間関係から の切り離し	隔離、仲間外し、無視	
4	過大な要求	業務上不要なことや遂行不可能な ことの強制、仕事の妨害	業務の適正な範囲内と評価でき る場合はパワハラに当たらない。 企業や職場ごとに、範囲を明確に することが望ましい。
5	過小な要求	能力や経験とかけ離れた程度の低い 仕事を命じる、仕事を与えない	
6	個の侵害	私的なことに過度に立ち入る	

※上記 1～6 はパワハラに当たりうる行為の全てを網羅するものではなく、これ以外の行為は問題ないとい
うことではない。

同ワーキング・グループは、更なる議論を重ね、本年 3 月を目処に、職場のパワハラの予防・
解決に向けた提言を取りまとめる予定。



Point!

本報告書は、「業務上の指導との線引きが難しい」といったパワハラの特性を踏まえ、国
としてパワハラの詳細な定義や具体的な行為類型を示すものといえます。

このため、社内研修への活用などによる予防や、パワハラ（またはその可能性のある事
案）の発生時における事実関係の整理や行為者への指導・懲罰の判断の参考にすることが
有効といえます。

海外トピックス：2012 年 1 月に公開された海外の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

○企業の現物寄付は「経済的メリットが大」とする報告書が公表

（関連情報：2012 年 1 月 24 日 インディアナ大学プレスリリース）

米国のインディアナ大学行政環境大学院は 1 月 24 日、企業が貧困層の支援のために自社製品の
現物を寄付することは、寄付の提供対象者の支援となるだけでなく、一定条件下では企業にとっ
ても経済的なメリットが大きいことを立証したとの報告書を発表した。

報告書では、自社の製品在庫を処理する際の、現物寄付、処分価格での売却および廃棄の 3 通

りの方法について、保管や輸送、処分等に要する費用を試算した結果、寄付が最も費用が少ない上、かつ経済的なメリットが大きいと結論付けた。それは、現物寄付は、費用の低減のほかに、以下を金銭換算した効果を考慮した結果としている。

- ・現金寄付に比べて課税控除の効果が大きい
- ・支援物資の提供に積極的な企業というアピールができるため、マーケティング・広告効果を低コストで期待できる
- ・在庫の大量廃棄に関わるコストと社会の否定的なイメージを回避できる

※報告書は下記の URL でダウンロードできる。

<http://about.good360.org/productdonationresearch>



Point!

企業の現物寄付の経済的なメリットを費用と効果の両面で分析した本報告書の主張は、企業の現物寄付を行う動機付けを補強する興味深い情報といえます。従来廃棄していたかもしれない自社の資産を効果的に活用するのみならず、社会の課題解決に貢献できる可能性を示しています。社会貢献の本旨を履き違えてはなりません、具体的手法を検討する上では、参考になる情報といえるでしょう。

○米ハーシーズがチョコ原料カカオ農家の生活支援取組を実施

(関連情報：2012 年 1 月 30 日 同社プレスリリース)

米国のチョコレート製造最大手ザ・ハーシー・カンパニー（通称ハーシーズ）は 1 月 30 日、今年後半を目途に一部の同社ブランドのチョコレートの原料となるカカオを、持続可能性に関する認証を受けた農家のみからの調達に切り替えると発表した。同時に、主な調達先である西アフリカ諸国（ガーナ等）のカカオ農家やコミュニティの生活改善を支援する取組に、2017 年までに計 1000 万ドル（約 8 億円）を充てる計画を発表した。

今回の取組は、米国の環境団体レインフォレスト・アライアンスと連携して実施するもので、認証も同団体に依頼する。同認証は、生産農家が経済・環境・社会の 3 つの側面で持続可能な状況にあるかを検証。農家の最低賃金の確保といった経済面や土壌と水の保全や危険な農薬の禁止等環境面での配慮のほか、社会面で、安全・清潔な労働環境、家族への医療の提供、子どもの教育の確保等の条件が設定されている。また、同社は、カカオ農家生活支援事業も同団体と連携して実施。同団体による児童労働の防止や通学率の増加に向けた活動も支援する。



Point!

企業が、持続可能性に関する認証を受けた農家のみからの調達に切り替える動きは、「マクドナルドが、使用パーム油全量を 2015 年までに持続可能製品に切替えることを発表」（CSR トピックス 2011 年度 No.5 参照）でお伝えしたのと同様の構図といえます。今回のリーディングカンパニーの決定で、他のチョコレートメーカーは同種の認証を得た原料への切替が CSR の必須事項となる可能性もあります。今回のレインフォレスト・アライアンスの認証は、コーヒーや果樹等の主に途上国で生産される農作物を原料にする商品を扱うメーカー等で取得が進んでいます。同様の原料を使用または調達に関わる企業は、当認証の今後の普及を見越し、自社の対応を見直すベンチマークとして活用することもあるでしょう。



Question

東日本大震災からまもなく一年が経とうとしていますが、当社では事業継続計画策定を進めているにも関わらず、その前提となる被害想定をどう設定すべきかで検討が難航しています。どのように設定することが妥当でしょうか？

Answer

大規模地震に対応する事業継続計画（BCP）を検討する場合、まず想定される被害を設定し、その状況を前提として重要業務やその業務を継続するための障害となる事項を洗い出すという進め方が一つのセオリーと言えます。

言い換えると、被害想定が適切に設定されず、

- ・大まか過ぎると、影響などをイメージできず、BCP 策定の作業自体が非効率になる
- ・厳しすぎると、効果的な対策に行き着く前に思考停止に陥ってしまう
- ・甘すぎると、検討される対策も軽度の被害に対応したものとなり、より大きな被害に対応可能な BCP とならない

などの問題が生じかねません。

では被害想定はどのように設定するのがよいのでしょうか？

首都圏での大規模地震を考える場合、その発生可能性と影響度の観点から、東京都防災会議による東京湾北部地震を前提とした「首都直下地震による東京の被害想定（平成 18 年 5 月）」をベースに採用するのが一般的であり、妥当と考えられます。

しかし、上記被害想定だけでは、社会全般に共通して生じる影響に限定されており、個々の企業が BCP を検討する前提としては不十分です。そのため、企業の自社の実態に応じて固有の被害想定を設定することが重要となります。

具体的には、既に講じている地震対策に基づく自社施設・設備の損傷度合、電力供給途絶により稼動しなくなる設備、公共交通機関が運行を停止した場合の従業員への影響、帰宅困難となる従業員数、固定電話・携帯電話の不通・輻輳などを前提として、役職員間のコミュニケーション維持の可能性などを予測します。

このように被害想定を検討する作業は、BCP の肝となる重要業務の継続上の課題を抽出しやすくするだけでなく、具体的な地震対策の過不足を明らかにするプロセスでもあります。そのため、検討には社内各部署による多面的な視点を取り込み、今後の政府や各種専門機関による被害想定の見直しの動向も踏まえながら、具体的な想定につなげていくことが大切です。

また、いかに被害想定を綿密に検討しても、これと異なるか、または上回る被害の発生が考えられます。想定被害にとらわれず、自社の重要な機能の喪失や不全に着眼して対策を講じておくことも重要です。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部 (CSR・法務グループ)
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012